

国社整審第 8 号
令和 5 年 5 月 26 日

都市計画・歴史的風土分科会
分科会長 谷口 守 殿

社会資本整備審議会
会長 進藤 孝生

宅地造成及び特定盛土等規制法第 3 条第 1 項の基本方針について
(付託)

令和 5 年 5 月 26 日付け国都総第 3 4 0 号により当審議会に意見を求められた「宅地造成及び特定盛土等規制法第 3 条第 1 項の基本方針について（意見聴取）」については、社会資本整備審議会運営規則第 8 条第 1 項の規定により、当審議会都市計画・歴史的風土分科会に付託します。